

199

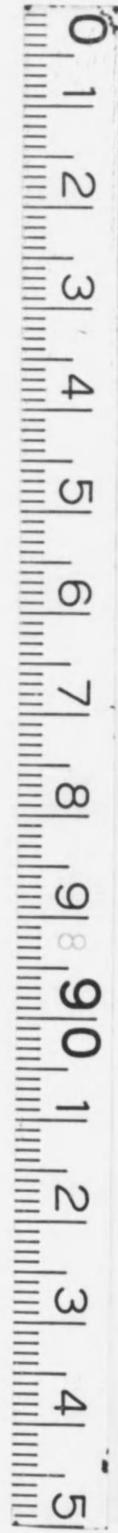
特 249

459

敬神の本義

②

本派
計本
畫願
課寺



始



特249
-459

敬神の本義

敬神觀念は我が國民道德の有力なる一要素である。能く其の本義を把持して誤なからんことは蓋しまた必須缺くべからざる用意である。殊に非常の事變に際して愛國の至誠津々浦々に燃えさかるに方り、神社の行事は種々の形式に於て國民の思想を鍛錬し鼓舞する必要と要求に應ぜざるを得ないであらう。此の際に於て敬神の本義を明徴することは、我々眞宗教徒として亦た佛教信者としてのみでなく、日本國民として重要な問題である。日本精神はこれによりて益々其の光輝を増し、思想統一はこれによりて愈々其の堅固を加ふ。

是に就て先づ第一に本問題の中心たるべき神社について、その本質を明確にする必要がある。

然らざる限りは、すべての見方が誤謬に陥る。即ち神社は宗教的の施設なりや非宗教的の施設なりやを明かにしなくてはならぬ。誤れる對神社觀に逡巡唯々諾々然たる態度を執ることは、固より國家に忠誠なる所以でない。



いま神社の基本觀念を定めんとする時、考へられる二途の討究方法がある。一つは神社の成立歴史及び現在の内容によるもの、二つには神社の現在制度よりするものである。而してこの二方面よりの討究にして全然同一の解答を得るならば、問題はなく、若し一致しない場合には現在制度上の神社觀に依らざるべからざるは勿論である。現在内務省に於いて神社制度調査會の設置せられあることも實にここに起因したものであり、少くも該調査會の最重要の問題である。即ち我々が考ふべき點は、神社の現在制度上の形態についてであつて、神社の過去及び現在の殘存事實ではない。即ち、神社の過去及び現在の事實がどうあるかを論じてゐては、結論は得られない。制度上の神社本質を見定めて、而して是に一致する立論の下に對神社觀念を定むることが實際上の必要であつて、それがまた神社崇敬思想の純眞なる建設である。

凡そ神社は國家の營造物であることは、すでに法令の明示する所である。神社のあるべき姿はこの點に於いて國家が決定するものであり、その發表形式は法令であり、制度である。故に神社制度の變轉史を眺めつつ、國家意志の推移を辿り、現在我々に示されてあるものにより、忠實に正確に對神社觀を開示すべきものである。

我國神社制度の變遷は明治の初年に於て判然として一時期を劃する。明治維新以前の神社は殆んどすべてが神佛習合の神社であつたのである。従つて神佛習合の宗教的存在として取扱はれ經營され崇敬され來つたのである。佛教の側からのみ本地垂迹とか兩部神道とか一實神道とかいふ見方をして居たのみでなく、神社自ら進んで本宮寺の建設や佛像經卷の奉安など神佛習合の行き方を實現し來つたのである。近來佛教が本地垂迹説を有することを非難する神社人が有るやうだが、若しそれが非難さるべきものであるならば、永年に互つて神社それ自身の態度を反省すべきである。今日殘存せる本地垂迹思想が民間的信仰として見出さるることは、尙ほ幾多の純眞ならざる民間的信念が神社に對して殘存せるが如く、明治維新以前の神社制度に養はれ來つた思想であつて、現在神社制度としては適當ならざるものである。佛教の典籍に記述せられてある本地垂迹説は明治維新以前の對神社觀であつて、それは決して誤謬ではなかつたのである。佛教も神社も共に鼓吹し來つた神佛一致の思想であつた。

斯くの如く明治維新以前の神社は神佛習合の宗教的存在であつたのであるが、明治維新の百事一新に當りて斷然歴史を中斷して復古主義より來たる神社制度の大革新が行はれたのである。我

國神社の立前は全然一變したことに注意しなくてはならない。

明治維新の改革は、當時の復古主義者の一部神道家との提携によつて、宗教上の改革に及び、神社國教制度の樹立を企てたものであつた。即ち明治元年三月の「祭政一致の布告」はその端を發せしもので、太政官の上に神祇官を設置し、五畿七道の神社を擧げてその附屬たらしめ、神社國營の礎を定めたものである。然るに前記の如く我が國神社は、九分九厘まで平安朝以來佛教思想と合一して發達せるものか又は初よりそれらの信仰によつて發生せるもの又は佛教附屬の印度の諸神を祭神としたもの等神佛習合のものであり、一般國民も古來神社に對する觀念を斯かる状態に養育せられ來つたものであつたので、明治政府は斷然神佛習合の行き方を改むべく神佛判然令を下した。同月十八日の太政官達

一、中古以來某權現或は牛頭天王の額其外佛語を以て神號に相稱候神社不少候、何れも某神社の由緒委細に書付早々可申出候事

但勅祭の神社 御宸翰勅額有之候向は是亦可伺上其上にて御沙汰可有之其餘の社は裁判鎮臺領主支配頭へ可申出候事

一、佛像を以て神體と致候神社は以來相改可申出候事

附、本地杯と唱へ佛像を社前に掛け或は罎口梵鐘佛具等の類差置候分は早々取除き可申事

又は同年四月

此度大政御一新に付き石清水、宇佐、宮崎八幡大菩薩大稱號被爲止八幡大神と奉稱候様被仰出候事

或は同十月法華宗に對する曼荼羅に關する太政官達等により、社寺兩方面より一切の神佛混淆の嫌あるものの撤去を命じ、よつて以て一面には我が國空前の廢佛毀釋の機運を醸發したのである。

明治二年宣教使の設置、三年一月の惟神大道宣揚布教の大詔發の奏請は、何れも神社神道を以て國教たらしめんとしたものである。然るに布教の効果擧らざるを見るや、神祇官は神祇省となり、又教部省と變じて五年四月三條の教則の制定と教導職の設置となり、神官の他に佛教各宗の僧侶を加へて、その布教術を利用し、又佛教側の議を容れて大教院中教院小教院を設けしめ、

寺院僧侶の神社化神職化を見るに至つた。然るにこの國教樹立のための總動員も、三條の教則の説明に通佛教々義の介在を許さざるを得ざるに及んで、各宗よりの伺ひたる宗意交説を許し、遂には兩本願寺よりの合同布教の分離の請願を容れ、明治八年四月三十日神佛合同説教差止の令を發して各宗の自由布教權を認め、政府の神社國教政策を一轉したものであることは明白な史實である。此に於て神社制度は再變せられたのである。

前述の如く、神社を宗教とし、而もそれを我が國唯一の宗教たらしめんとした政策は改變せられ、神社を宗教圏外に立たしめ、以て國家道德の中心たらしめんとするの國策が樹立せられ來つたので、その宗教部面は宗教神道の獨立を認めて、神社より之を分離することとなり、明治九年十月には神道修成派・同黒住教を別立せしめ、十五年五月には、神宮教・扶桑教・大社教・實行教・大成教・神習教の獨立を許し、神道宗教を國家經營より漸次解放するに至つたのである。斯くて宗教を自治組織に一任し、國家が宗教を經營する方針を棄て、明治十七年八月十一日の太政官達第十九號を以て神佛道管長制を定めて、其の宗教自治制度を立て、政府は宗教を經營しないといふ國策を完整したのである。

ここに注意すべきは、神社は依然國營であるといふ點と、國家が宗教を直接經營せざるに至つたといふことであり、これ即ち神社をして宗派神道と分離し、宗教圏外に嚴存せしめたものである。從來密接不離なる關係を有したる宗派神道と絶縁し、古來の宗教分子はこれを宗派神道に譲り、その國體的歴史的國民崇敬の標準として報本反始の目的なる部分を神社に保存し、國家の經營とし、而も一般宗教との衝突なからしめたことである。この最も明瞭なる方針の反映としては明治三十三年「神社宗教の混同は神社の尊嚴を害するものなれば、政府は先づその所管官廳を別にして其の分域を明かにすべし」との衆議院の建議を容れ社寺局を分ちて神社局・宗教局とし、大正二年に至つて神社局を内務省に、宗教局を文部省に配分してその分界を官制上に明示されたのである。

此の如く宗教分離後の神社の内容を制度の成文に明確ならしめたものとして、四月十五日内務省訓令第九號官國幣社以下神社神職奉務規則に注意すべきである。即ち其の原則として

第一條 神職は國家の禮典に則り國家の宗祀に従ふべき職司なるを以て平素國典を修め國體を辨じ操行を正しくして其の本務を盡すべし

第二條 祭祀は國家彝倫の標準たるを以て齊肅恭敬を旨とし報本反始の誠意を表すべしと規定し、神社の行爲は祭祀であり、其の祭祀は國家的のものであり、また祭祀の意義は報本反始に在ることを明かにしたものである。

さきにも述べた如く、神社は國家の經營するものである。經費・職制・行事一つとして政府の規定に依らざるものはない。これ即ち何時たりとも神社の内容の全部が國家の意志によりて規定され得ることを示すと同時に、亦現在の神社は神職當事者の私的意見及び宗教者個々の意見は如何ともあれ、神社當然の姿は法令によりて示されてゐるものでなくてはならないといふことである。然らば國家の神社經營の目的は如何といふに、前掲の神社神職奉務規則の示すところに従へば「祭祀を行つて國民の報本反始の誠意」を涵養することであり、而もそれを以て全體とする。これ全く明治十年前の、尠くともこの法令發布以前の神社觀念と明瞭に區別されなければならぬものであり、而も現今の神社の正しき概念たるべきものである。

この點に就いて宗教制度調査會議事録四の二には

「我國の神社は申す迄もなく、皇祖皇宗の靈を祭りまするか、或ひは今日迄國家に對して功勞あ

り、社會に功績あつた人を祭つてゐるのであります。神々は我々日本民族の共通の祖先か、或ひは歴史上の偉人であるのであります。是等の方々へ對して國民たる者が感謝の念を以て御徳を感謝する意味で拜禮する、即ち報本反始の意味で參拜するのである、と斯う私共は考へてゐるのであります。御徳ある人に對して感謝の意を表することが、神社崇敬の趣旨である、と斯う考へてゐるのであります。……(中略)……神社の參拜は其の顯著なる功績を抽象し美化し醇化して崇敬し尊崇するものであると考へてゐるのであります。」

と時の内務次官は明瞭に説明してゐる。

以上述べ來つたやうに、明治以前の神社が明治維新に一轉化し、明治九年頃より漸次完整せられたる宗教分離によりて再轉化し、以て現在の神社制度に到達せしものである。現在の神社制度は既に六十年を経過し、施設は言ふまでもなく、祭神に於ても國史的存在ならざるものは之を取り代へて、例へば辨財天などの如き印度傳來の神や、權現などといふ佛教傳來の神名はすべて記紀所載の歴史神に改め、以て國家祭祀の實に契當すべく整頓されたものであるが、今尙ほ國民の間には昔ながらの自然崇拜や動物崇拜神などが意識されて居り、また宗教神道の神と同様な

る宗教神が意識せられて居ることは、習俗の容易に改まらざる事實の前に止むを得ざるを思ふと共に甚だ遺憾千萬なことである。が併し是等の神社観が少からず國民の間に残存して居るからと言つて、我國神社の本質を見誤つてはならない。嚴然たる國家制度の上に立つ神社は、明確に其の本質を開顯せられて居るのである。「祭祀は國家彝倫の標準」なる明白な文字に着目して「報本反始の誠意を表すべし」なる的確なる規定に注意せば、國家が國民に要求しつつある神社観には何等疑議は無い筈である。

然し尙ほ論者は言ふであらう、制度は明確疑ふべきものなしとするも、神社行事の或る者は宗教神道の意義を有つ、事實として併せ考ふべきであると。それは必ずしも無いとは言へない。甚しきは私利私福の祈禱をすら容るるものが無いでもなからう。但し是れは國家の命する神社観念には含まれてない、言はば民間信仰に隨應する附屬行事たるに過ぎない。そうした事實を顧慮して立論の内容とすることは寧ろ神社の本質を何時までも不明ならしむるもので、此際明確に神社観を啓蒙して國策に順應する所以ではない。

我國の神社は凡そ三種に分つべきである。一には皇祖皇宗を奉齋するもの、二には功績ありし武將や文臣や偉人を祭るもの、三には國土開拓の民族祖先を祭るもの、此の三者が國家の認むる神社である。其の他の神社ありとせばそれは歴史的殘存であつて神社の本質論には除外例であらねばならぬ。従つて敬神觀念の純真なる本質は、皇祖皇宗奉齋の神社に對しては、歴代皇室の建國の偉業統治の鴻恩を念じ奉り、國家功臣を祭れる神社に對しては國運扶翼の偉績を偲び、祖先を祭る神社に對しては子孫としての追考を念じ、何れも其の神恩に感謝して報本反始の誠意を抽んづべきである。斯くてこそ神社存在の深遠なる意義が發揚せらるるのである。國民は總て此の制度上明確なる神社観を堅持せねばならぬ。制度更改以前の遺留たる純真ならざる敬神思想は、今日の神社としては寧ろ冒瀆である。國民總てが目覺めなくてはならない。如何なる意義を含んで居ても敬神でさへあれば宜いではないかといふ様な寛容な見方は、圖らざる反對の結果を招いて國民思想の紛亂を招來する恐なしとしない。眞箇に國を思ふ至誠よりして報本反始の思を凝らすところにこそ思想統一の美果は擧がるのである。何處までも國民は私利私欲自己の利害損得の上に神社を弄んではならない。

然らば神社の祈禱といふことは何を意味するか。凡そ祈禱といふ文字は多くの宗教に用ゐらるる文字にして、其の意義は種々様々に解釋せられてある、が併し大體宗教上の用語である。神社にも神社宗教時代の用語が残つて居るので、これ等も其の一として引續き用ゐられて居ると見るべきである。同一の用語も意義はそれ〴〵の立て前によつて異つて来る、基督教と佛教では同一でなく、宗教神道に於ても亦た同一でない。その如く神社に於ては神社の立前に於ける特有の意義を有する。此事は呉れ〴〵も混亂してならない。

凡そ神社に對して祈禱といふ文字を用ふるならば、それは祭祀に於ける内的信念であらねばならぬ。祭祀は行事であり祈禱は信念である。さすれば言ふ迄もなく祈禱の名を以て呼ばるゝ信念は祭祀の精神に相應したるものでなくてはならぬ。神社は國家が委託したる祭祀を行ふ機關であつて、これ有るが爲めに神社は嚴存する唯一の業務である。神社の祭祀は奉務規則の定むる如く「國家彝倫の標準」であつて、國家的道德の表示であるが故に、是に對する信念は「報本反始の誠意」でなくては、祭祀の本義に違反するのである。さすれば神社に對する祈禱の文字は、神社の

立前による特有の意義として、報本反始の誠意を表するものと解釋しなくてはならない。徒らに神力に何者かを強要するのではなく、神徳に感謝して神意に添ひ奉らんことを念願する、これが神社特有の祈禱であると解してこそ始めて國家の制度に一致するものである。

祭祀の本義に契つた祈禱の意義此の如くなるが故に、此際隨時に行はるべき戦勝祈禱祭の如きも、此の意義に基いたものであるべきである。祭神に對して吾人の報本反始の誠意を凝らし神徳を感謝し、我々國民も亦た生命を捧けて國に盡さんといふ吾人の赤誠の披瀝であり、即ち祖先或は史上の偉人に對して、彼等祭神の嘗て爲し來れる如く、國家のため、この度の戦争に於ては、戦場に、或は銃後にあつて戦勝を期し、國威の宣揚に遺憾なからんことを宣誓するものでなくてはならない。これ我が國固有の國家觀念に育成せられ來つた我が國民の最も顯著なる美德に外ならない。一旦緩急の場合、又は國家の重大事發生の場合、共同の國神の前に衆庶一致して國民の覺悟を宣誓し、億兆一心、一人の異端者無く、完全なる精神的結合を見得ること、誠に我が國道徳の純粹結晶たるものである。かくて神社の存在は崇嚴無比なる所以である。

戦勝の報告、豊年の報告、又皆然りである。祖先の美德を我が身に承けて、克く忠に克く孝に

勤勉精勵この良果を結び得たことの心からの感謝である。

凡そ祈禱の文字は廣く種々の意義に用ゐられ、其の意義如何によりて我々眞宗教徒の是認し得ざることは勿論であるが、神社の祭祀と祭祀の祈念が前述の如く理解される時、果してどうなるかを一考しよう。眞宗は公認の宗制によりて成立し殘存するものであるから、先づ宗制の規定を見る必要がある。

宗制第二章に曰く

「一宗の教旨は佛號を聞信し、大悲を念報する之を眞諦といひ、人道を履行し、王法を遵守する之を俗諦といふ、是即ち他力の安心に住し報恩の經營をなすものなれば、之を二諦相資の妙旨とす」

この眞俗二諦の教旨を遵守するものにとつては、王法遵守の國家意識より神社崇敬を忘るべからざるは言を俟たない。そして上來の討究によりて報恩感謝の敬神がそのまま我が國の制度規定に一致するものであることは、頗る欣快とする。即ち神社は國家の法令を以て宗教圏外に置かれたる國家的崇敬對象であり、その祭祀は報本反始の誠意を表すべき國民的義務である。我々の祖

先が我が祖國に盡したる如き美德を、我々も亦國家に報いんと、神前に宣誓し報告するは、何等宗義に抵觸せざるのみならず、寧ろ人道履行王法遵守の宗制に最も契ふ所以である。

數次繰返すが、現在の神社の概念は飽迄嚴正に把握しなければならぬ。現に未だ多くの神社にして不純なる行爲があるにもせよ、又一般大衆の中には宗教神道に對すると同一の考へ方を以て今尙神社に對するもの多々あるにもせよ、神社の本質が明示せられある今日に於ては、それらに惑はされて對神社觀を左右すべきではない。何れの場合でも、外部から附加へた不純な姿は去り難いものであつて、本願寺等に對しても、或る一部からは迷信對象として參拜せられてゐることも否定出来ない。例せば本願寺に時々無名の「齒痛止め」の葉書の舞込むことがある。その人々には本派本願寺は齒痛止めの神であるから、本願寺は迷信的存在であると言はれるかも知れない。さればといつて、本派本願寺の存在は宗制によりて國家に公認せられたるもの以外に存在せず、従つて斷じて迷信行爲の對象ではないと同様で、よしんば不純なる神社觀念が神社の本質を晦ましてゐる事實は多々これあるにしても、それはそれとして我々は神社の本質に直參しなくてはならない。對立的感情論などに滯つてゐるはならないのである。我々は國民思想の善導者として國

民の不純なる對神社觀を啓蒙して、神社崇敬の眞意を明確に顯彰すべきである。

斯かる對神社觀に對して、或はなほ、時代への妥協であり、迎合であると速断する者があるかも知れないが、断じてさうではない。苟くも神社制度の變遷を一瞥するならば直ちに然らざることは分明するであらうし、又制度上の明文を一讀しても即時に明了となるであらう。宗教の信念には妥協があつてはならない。古來眞宗が神社崇敬を忽緒にしたことは一度として無い。明如宗主の消息にも「敬神尊王の大道」と言ひ又「敬神尊王の誠意を貫き」などの文字が用ゐられてある。神社崇敬は開宗以來の通儀である。大法主猊下の神宮御參拜など何もこと新しき轉向でも何でもない。維新以前には僧形の參拜を先方より拒否されたことがあつて參拜出来なかつた事もあるが、それは神社側の對佛教觀が不明瞭であつたに過ぎない。

凡そ敬神觀念は國民道德に一貫する國家的思想である。これが本義を誤らざらんことは最も注意すべき事項に屬す。概要を述べて参考に供することにした所以である。

昭和十二年八月二十九日印刷
昭和十二年九月一日發行

發行者

京都市堀川通本願寺計畫課
代表者 市田 壽道

印刷者

京都市西洞院七條南
内外出版印刷株式會社
代表者 須磨勲兵衛

378
125

終